

長崎県農食連携ネットワーク 会員募集中！

長崎県では、農業者の皆さんと商工業者の連携の場となる、「食」に関連するネットワークを運営し、生産から加工、流通及び販売までの幅広い支援を行っていきたいと思っております。

会員に登録いただき、マッチングや交流会等に参加して、みんなで、長崎県の農産品の新しい価値を見つけてみませんか？

農業者等

食品製造業

地元の食材
ないかな～

飲食業者

小売・
仲卸業者

長崎らしい
お土産品な
いかな～

観光業者

支 援

マッチング・情報提供・交流・研修会

1. 会員となる方

- 正会員：ネットワークの目的に賛同し、主体的に異業種と連携したい方
県内の農業者（個人農家、農業法人、農業者が組織する任意団体等）
県内の商工業者（食品製造業、小売・仲卸業、飲食業、観光業等）
- 協力会員：正会員が取組む異業種との連携に対し、支援する方
農業団体、商工団体、試験研究機関、教育機関、金融機関、県及び市町等

2. 会費

入会金・年会費等は不要です。

3. 会員の特典

- (1) 異業種とのマッチング相談をお受けします。
- (2) メールマガジン等での情報をお伝えします。
- (3) 研修・交流会や異業種との連携活動等の支援が受けられます。

【入会の申込・お問い合わせ】

「入会申込書」に必要事項を記入上、電子メール、FAX、または郵送にて事務局にお申込み下さい。

長崎県農食連携ネットワーク（事務局：長崎県農産加工流通課内）

〒850-8570 長崎県長崎市尾上町3番1号

E-mail: n-noshoku@ma.pref.nagasaki.jp

電話：095-895-2996

FAX：095-895-2592

長崎県農食連携ネットワーク規約

(名称)

第1条 この会は、長崎県農食連携ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第2条 ネットワークは、長崎県内の農林業や商工業者、関係団体、県及び関係市町等の関係者相互の情報共有や連携を進めるプラットフォームを構築し、「食」に関連したネットワーク形成を図るとともに、生産から加工、流通及び販売までの幅広い情報提供を行い、食に関する産業間連携を支援することを目的とする。

(組織)

第3条 ネットワークは、正会員と協会員で構成する。

2 ネットワークの目的に賛同し、自ら異業種と連携する、又は連携を希望する次の者を正会員とする。

- (1) 県内の農業者（個人農家、農業法人、農業者が組織する任意団体等）
- (2) 県内の商工業者（食品製造業者、小売・仲卸業者、飲食業者、観光業者等）
- (4) その他、ネットワークが適当と認める団体等

3 正会員が取り組む、又は取組を希望する異業種との連携に対し、ネットワークと協力して支援する次の者を協会員とする。

- (1) 県内の農業団体、商工団体
- (2) 県及び市町等行政機関
- (3) 試験研究機関、教育機関
- (4) 正会員と連携した事業を行っている、又は連携した事業を検討している県外事業者
- (5) 専門コンサルティング事業者
- (6) その他、ネットワークが適当と認める団体等

(入会)

第4条 会員になるようとする者は、別に定める入会申込書（様式第1号）及び、民間事業者にあつては誓約書（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

(入会資格)

第5条 次のいずれかに該当する者は、会員となることができない。

- (1) 長崎県暴力団排除条例（以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員
 - (2) 条例第2条第2号に規定する暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - (3) (1) 及び (2) に規定する者に対し、金品その他の財産上の利益を供与する者
 - (4) そのほか第2条に掲げる目的に反する行為や運営の妨害などを行うことが明らかな者
- 2 入会后、上記事項に抵触することが判明した場合は入会を取り消すものとする。

(退会)

第6条 会員は、退会しようとするときは、別に定める退会届（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

(会員の除名)

第7条 会員の第5条第1項第1号から第4号に該当する事実が生じたときは、これを除名する。

2 上記以外に、会員がネットワークの名誉を傷つけ、又はネットワークの目的に反する行為があったとき、会長は除名の手続きを行うことができる。

(事業)

第8条 ネットワークは、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員相互の情報共有や連携を促進するプラットフォームの構築・運営
- (2) 正会員の異業種との連携支援
- (3) 農食連携に関する情報の収集及び発信
- (4) 農食連携に関する研修会の開催
- (5) 長崎県「農」ビジネスモデル構築事業連携体のコーディネート
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

(役員及び事務局)

第9条 ネットワークの長（以下「会長」という。）は長崎県農林部農産加工流通課長を充て、ネットワークを代表する。

2 監事は長崎県中小企業団体中央会事務局長を充て、会計に関する監査を行う。

3 ネットワークの事務を遂行するため事務局を長崎県農林部農産加工流通課内に置く。

4 事務局の長は、農産加工流通課総括課長補佐とし、会長を補佐して業務を掌理する。会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 役員の任期は、ネットワークの存続する期間とする。

6 事務局には、専任の職員（以下「専任職員」という）を配置することができ、会長が任命する。専任職員の服務等については別に定める。

(総会)

第10条 総会は、会長が年一回招集し、次の事項について会員に報告する。

- (1) 規約の制定・改廃に関する事
- (2) 予算・決算に関する事
- (3) 事業計画及び事業報告に関する事
- (4) その他、会長が必要と認める事項

(会費)

第11条 会費は徴しない。

(経費の支弁)

第12条 ネットワークの運営に要する費用は、県負担金をもって支弁する。

(会計年度)

第13条 ネットワーク会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 毎会計年度において決算剰余金が生じたときは、県に返還することとし、翌年度の収入に繰り入れない。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この会則は、令和3年3月12日から施行する。

長崎県農食連携ネットワーク入会申込書
(正会員 ・ 協力会員)

★の項目はＨＰに掲載のため公表の可・不可についてお答えください。 申込日 令和 年 月 日

ふりがな				ＨＰ公表の有無 (○をつける)
★名 称・氏 名				可 ・ 不可
★所 在 地	〒 ー			可 ・ 不可 (市町のみ掲載)
★ホームページ				可 ・ 不可
★業 種 (○をつける)	1. 農業 2. 食品製造業 3. 小売・仲卸売業 4. 飲食業 5. 観光業 6. 農業団体 7. 商工団体 8. 行政機関 9. 試験研究機関 10. 教育機関 11. 専門コンサルティング 12. その他 ()			可 ・ 不可
★主な栽培農物・ 業務内容				可 ・ 不可
代 表 者	役 職		ふりがな	
			氏 名	
担 当 者	所 属		ふりがな	
	役 職		氏 名	
E-mail	※ネットワークからのお知らせ等は基本的に電子メールにて行わせて頂きます。			
TEL	ー	ー	FAX	ー ー
メールマガジンの 希 望 (○をつける)	今後、ネットワークから食と農業の連携に関する情報や、国等の支援情報などを案内するメールマガジンを配信する予定です。 配信を希望する ・ 希望しない ※メールマガジンを希望しない方にも、重要なお知らせは送付させていただきます。			
協議会に期待する 事業、協議会で取 り組みたい内容等	(例1) 原材料の調達先となる農業者とのマッチングを期待している。 (例2) みかんを活用した新商品の開発について、研究会を立ち上げたい。			

※ 申込みにあたっては、長崎県農食連携ネットワーク規約をご確認いただき、入会資格をご承諾
いただいた上でお送り下さい。

裏面も記載ください

長崎県農食連携ネットワーク会長 様

長崎県農食連携ネットワーク会員誓約書

このたび、長崎県農食連携ネットワークに入会するにあたり、下記の事項を確認し、厳守することを誓約いたします。

記

- 1 ネットワークの名誉を傷つけ、又はネットワークの目的に反する行為はいたしません。
- 2 登録情報に虚偽の記載はいたしません。
- 3 ネットワークの利用において知り得た秘密及び個人情報を、本人の了解なく開示、漏えい、利用等いたしません。
- 4 暴力団員（長崎県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員）、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者、これらの者と社会的に非難される関係を有する者ではありません。
- 5 この誓約書に違反した場合は退会するとともに、今後、長崎県農食連携ネットワークが行う全事業を利用しません。

以 上

令和 年 月 日

署 名